

## 丹波篠山市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市におけるブロック塀等の所有者がその全部又は一部を撤去する工事（以下「撤去工事」という。）に対して補助金を交付することにより、地震等の自然災害又は老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図り、もって道路通行者の安全確保等に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀及びレンガ、石造等の組積造の塀をいう。
- (2) 個人住宅 個人が所有する一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の住宅以外の用途を兼ねる場合は、当該用途に供する部分の床面積の合計が建物全体の床面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。ただし、一戸建ての住宅はその全部を、長屋及び共同住宅はその過半の戸数を賃貸の用に供しているものを除く。

### (補助対象ブロック塀等)

第3条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 丹波篠山市内に設置されたもの
- (2) 個人住宅に附属するもの
- (3) 一般の通行の用に供する道路（通路等を含む。）に面しているもの
- (4) 道路等から高さ80センチメートル以上のもので、別表の基準に適合しない項目があるもの又は一般社団法人日本建築学会発行の「既存コンクリートブロック塀の耐震診断指針（案）」による1次診断又は2次診断で安全性が確認できないもの

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象ブロック塀等の所有者とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、ブロック塀等の撤去工事（以下「補助対象工事」という。）に要する経費のうち、撤去費、整地費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費とする。

- 2 前項の撤去工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負契約に基づく工事であること。
- (2) ブロック塀等の一部の撤去工事にあつては、撤去しない部分の安全性が確認できること。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路内にあるブロック塀等については、その全部を道路の地盤面まで撤去するものに限る。
- (3) 当該撤去工事に対して国、地方公共団体（丹波篠山市を含む。）等から他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い額とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去工事概要書（様式第2号）
- (2) ブロック塀等点検表（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 付近見取図（ブロック塀等の位置を明示したもの）
- (5) 現況写真（補助対象ブロック塀等の全景及び第3条第4号への該当が判別できるもの）
- (6) 補助対象工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が明記されたもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 撤去しようとする補助対象ブロック塀等の所有者が複数あるときは、前項の規定による交付申請は、その代表者が行うことができる。この場合において、同項の交付申請書には、同項各号に掲げる書類に加え、申請者以外の所有者全員の同意書を添付するものとする。

3 撤去しようとする補助対象ブロック塀等が区分所有建物の附属物であるときは、第1項の規定による交付申請は、管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体をいう。）が行うことができる。この場合において、同項の交付申請書には、同項各号に掲げる書類に加え、撤去工事を行うことについて決議を得たことを証する書類を添付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があつたときは、その内容

を審査し、適当と認めたものについて、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の着手）

第9条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定後でなければ、補助対象工事に着手してはならない。

（申請の取下げ）

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事が完了するまでに、市長に補助金交付申請取下書（様式第7号）を提出し、補助金交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（変更の申請等）

第11条 補助事業者は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定通知後において当該交付申請の内容を変更しようとするときは、第7条各項に準じて補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第8号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該撤去工事の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、第8条第1項に準じてその内容を審査し、適当と認めたものについて決定の内容を変更し、補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査により、決定の内容の変更が適当でないとしたときは、補助金交付決定内容変更不承認通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 4 補助事業者は、当該撤去工事が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象工事終了後、補助事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、当該撤去工事が完了した日の翌日から起算して30日以内、かつ、補助金の交付決定を受けた年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の領収書の写し（施工業者から補助事業者が発行されたもの）
- (2) 補助対象工事の施工写真及び撤去後の全景が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（是正のための措置）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、第12条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、当該補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた後に、補助金請求書（様式第13号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の補助金の請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(補助金の交付申請等の特例)

2 第3条の補助対象ブロック塀等に該当するもので、平成30年6月18日からこの要綱の施行の日の前日までの間に撤去工事に着手したものについては、第7条第1項の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、平成31年3月31日までに市長に提出し、補助金の交付を申請することができる。

(1) ブロック塀等撤去工事概要書

(2) ブロック塀等点検表

(3) 付近見取図（ブロック塀等の位置を明示したもの）

(4) 撤去工事前の写真（補助対象ブロック塀等の全景及び第3条第4号への該当が判別できるもの）又はこれに代わるもの

(5) 撤去工事後の全景が分かる写真

(6) 撤去工事の見積書又は請求書の写し（施工業者が発行し、補助対象経費の明細が明記されたもの）

(7) 撤去工事の領収書の写し（施工業者から補助事業者が発行されたもの）

(8) その他市長が必要と認める書類

3 第7条第2項から第4項まで及び第8条の規定は、前項の規定による交付申請について準用する。

4 第2項の規定による交付申請をした者については、第9条から第14条までの規定は、適用しない。

5 第2項の規定による交付申請をした場合において、第15条中「前条の規定による補助金の額の確定の通知」とあるのは、「第8条第1項の規定による補助金の交付決定の通知」と読み替えるものとする。

別表（第3条関係）

（1）コンクリートブロック塀の場合

| 項目  |                     | 基準  |
|---|---------------------|---|
| ①   | 塀の高さ                | 地盤から2.2m以下である。  |
| ②   | 塀の厚さ                | 高さ2mを超える塀で15cm以上である。  |
|   |                     | 高さ2m以下の塀で10cm以上である。   |
| ③   | 控壁（塀の高さが1.2mを超える場合） | 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控壁がある。  |
| ④   | 基礎                  | コンクリートの基礎がある。   |
| ⑤   | 傾き、ひび割れ等            | 塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。  |
| ※上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。 |                     |   |
| ⑥   | 鉄筋                  | （塀の壁内）<br>直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されており、縦筋の末端は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。 |
|   |                     | （控壁の壁内）<br>直径9mm以上の鉄筋が配筋されている。  |
| ⑦   | 基礎（塀の高さが1.2mを超える場合） | 基礎の丈が35cm以上、根入れ深さが30cm以上ある。   |

（2）組積造の塀

| 項目  |          | 基準   |
|---|----------|--|
| ①   | 塀の高さ     | 地盤から1.2m以下である。   |
| ②   | 塀の厚さ     | 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある。                       |
| ③   | 控壁       | 塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが②の必要寸法の1.5倍以上ある。 |
| ④   | 基礎       | コンクリートの基礎がある。  |
| ⑤   | 傾き、ひび割れ等 | 塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。                               |
| ※上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。 |          |  |
| ⑥   | 基礎       | 根入れ深さが20cm以上ある。  |